⑽　配置予定技術者等の確認　落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者又は専任補助者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

⑾　本公告に記載する内容の詳細は入札説明書による。

7　一定の関係を有する法人との契約に係る情報公開　当機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。詳細は入札説明書による。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi FURUYA, Superintendent, Kantokoshin Construction Bureau, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sakaigawa Bridge.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. August 4, 2026.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. December 10, 2026 (tenders brought with 4 : 00 p.m. December 10, 2026 or tenders submitted by mail 4 : 00 p.m. December 10, 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kantokoshin Construction Bureau, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency 2―5―11, Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture, JAPAN 222―0033, TEL 045―475―5560

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年７月３日

国立大学法人東北大学副学長　伊豆　仁志

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第５号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北大学（片平）片平総合研究棟（仮称）新営工事

⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区片平２―１―１　東北大学片平団地構内

⑷　工事概要　本工事は、片平団地において片平総合研究棟（鉄筋コンクリート造、地上３階建て、建築面積　2,230㎡、延床面積　6,205㎡）の新営工事を行うものである。なお、関連する電気設備、機械設備工事については、別途発注する予定である。

⑸　工期　令和10年５月31日まで。

⑹　本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

⑺　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑻　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　使用する主な資材等　コンクリート　約5,795㎥、鉄筋　約977ｔ、板ガラス　約670㎡

⑽　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（月単位の週休２日促進工事）である。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は共同企業体の代表者は、元請けとして、2011年度以降に完成・引渡が完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）

①　単体又は共同企業体の代表者

・構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はＰＣ造
・階数　２階建以上
・規模　施工面積　3,000㎡以上
・用途　教育施設、研究施設、診療施設、庁舎、事務所又は共同住宅
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はＰＣ造
・階数　２階建以上
・規模　施工面積　1,500㎡以上
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　2011年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した下記に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

・規模　施工面積　1,500㎡以上
・新営又は改修の別　新営又は改修
・工種　建築一式工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は本学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。